別紙２

特別支援教育総合推進事業

専門家チームによる巡回相談の申込手順

対象：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校

≪特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒が在籍≫

・校内委員会等において、巡回相談の活用を確認している。
・保護者に巡回相談について説明を行い、事前に同意を得ている。

○「巡回相談員　派遣要請票」の作成・提出

市町村立

申込期間7月10日～1月13日

道立、私立

市町村教育委員会へ提出

実施希望日の３週間前を目途にお申込みください。

教育局へ直接、提出

十勝教育局管内特別支援連携協議会事務局

担当：十勝教育局学校教育指導班
電話：0155-26-9241　住所：〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

【巡回相談員（専門家チーム委員）】
小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭
学校教育指導班指導主事（SV）等

受付後～相談日、当日の予定、派遣する巡回相談員（1～2名）を調整

相談当日

相談後1か月程度

巡回相談の実施

・授業参観、カンファレンス
・巡回相談員による助言など

※　幼児児童生徒の状態や校内体制等に応じて必要と判断した場合、2回目以降の相談において、発達検査等を実施をすることができます。

※　発達検査等の実施に際し必要な用具及び記録用紙等は、原則、依頼者でご準備願います。

「教育的対応シート」による報告

・シートによる助言のまとめ
・校内体制に関わる助言など

※　送付後に、事務局から「相談後の様子」について、電話で聞き取りを行います。

※　校内研修の実施に係る派遣要請の場合、教育的対応シートの送付は行いません。

十勝教育局専門家チーム会議

・相談当日の助言の確認
・「教育的対応シート」の作成・検討